

中国の環境法という存在について
—「水污染防治法」2008年改正を手がかりに—

東京経済大学
片岡直樹

1) はじめに

①中国政府の環境問題に関する現状認識

先進工業国100年の環境問題の集中的発現／汚染事故が多発する矛盾の突出した時期

②2008年2月「中華人民共和国水污染防治法」改正

空洞化された存在としての法律（1996年改正法）からの、ゆるやかな転形：環境行政部門の権限と責任の強化

2) 30年の環境立法

①法制建設の最初期に制定された環境法

1979年9月「環境保護法（試行）」制定

②環境汚染関係の主な法律

「環境保護法」（1989）／「海洋環境保護法」（1982、1999）／「水污染防治法」（1984、1996、2008）／「大気污染防治法」（1987、1995、2000）／「固体廃物汚染環境防治法」（1995、2004）／「環境噪声污染防治法」（1996）／「環境影響評価法」（2002）／「放射性污染防治法」（2003）

③法制度の基礎について

法曹／法学教育／司法試験

3) 中国の環境法の多面性

①改正「水污染防治法」での環境問題に関する地方政府の裁量の収縮

排出基準違反は違法／環境行政の執行責任（職責不履行への制裁）

②実験立法：政府による制度実験を経て法律に規定

排出許可証制度／生態補償メカニズム

③環境汚染の損害賠償制度に関する手当て

無過失責任／因果関係の立証負担（被告側へ）

④自然保護と人との間の矛盾調整

希少野生動物の保護による人の損害への補償制度

4) おわりに

①2010年の汚染削減目標(対2005年比):水汚染のCOD10%、大気汚染の二酸化硫黄10%

②足尾鉍毒事件に対する勝海舟の言葉

手の先でチョイチョイ掘って居れば毒は流れやしまい。今日は文明だそうだ。文明の大仕掛けで山を掘りながら、その他の仕掛はこれに伴わぬ、――元が間違っているんだ。

③2008年8月制定の「循環経済促進法」(2009年1月1日施行)の目的

資源利用の効率向上、環境の保護と改善、持続可能な発展の実現

<参照文献>

①拙論「中国における環境法の展開」『季刊 環境研究』第150号、2008年8月

②拙論「中国の環境被害・損害と法制度」『月刊 資源環境対策』2008年7月

③拙論「水資源の流域管理を目指す中国の制度改革」(大塚健司(編)『流域ガバナンスー中国・日本の課題と国際協力の展望ー』アジア経済研究所、2008年、所収)

④拙著『中国環境汚染防治法の研究』成文堂、1997年

⑤中国環境問題研究会(編)『中国環境ハンドブック2007-2008年版』蒼蒼社、2007年

⑥中国環境問題研究会(編)『中国環境ハンドブック2005-2006年版』蒼蒼社、2004年

⑦牧原憲夫『民権と憲法』岩波新書、2006年

<プロフィール>

①東京経済大学現代法学部教授。博士(法学)。1990年3月から1年間、中国重慶市にある西南政法学院において中国環境法の研究。

②研究領域:公害法、環境法、中国法

③中国環境法に関する最近の論稿

「中国における環境法の展開」『季刊 環境研究』第150号、2008年8月

「中国の環境被害・損害と法制度」『月刊 資源環境対策』2008年7月

「水資源の流域管理を目指す中国の制度改革」(大塚健司(編)『流域ガバナンスー中国・日本の課題と国際協力の展望ー』アジア経済研究所、2008年、所収)

④その他

『中国環境ハンドブック』(蒼蒼社)の代表編者。

東京日本環境会議、東京経済大学、日本弁護士連合会が2007年8月に開催した「環境被害救済と予防に関する日中韓国際ワークショップ」の第3セッション「個別事例に見る被害実態」の座長、および全体討論のコメンテーター。